

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令

出資等適正化調査委員会規程（昭和43年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、政策推進課総括課長、地域企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長、総務室長及び <u>出納課総括課長</u> をもって充てる。 4～7 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、政策推進課総括課長、地域企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長、総務室長及び <u>出納局管理担当課長</u> をもって充てる。 4～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。